

農地中間管理事業を 活用しましょう!



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

お問い合わせ先

●公益社団法人 **千葉県園芸協会**
(千葉県農地中間管理機構)

住所 千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階

TEL 043-223-3011 FAX 043-224-1444

E-mail:nouchibu@chiba-engei.or.jp

http://www.chiba-engei.or.jp/mgtmech.html

●農地の所在する市町村の農政担当課
●最寄りの農業事務所の企画振興課
●千葉県農林水産部
農地・農村振興課 農地集積推進室
TEL 043-223-2848

皆さんが疑問に思っていることについてお答えします。

Q どんな農地でも借りてもらえるの?

A 機構が借り入れできる農地は
①農地として耕作できる状態であること
②抵当権が設定されていないなど、
権利関係に問題のない農地
③貸付の可能性があると思込まれる農地
などです。

Q 機構は農地をどのような人へ貸し付けるの?

A 「地域計画」(目標地図)に沿って、貸し付けます。
なお、法改正により、
機構では受け手の募集は行っていません。

Q 賃料はいくらになるの?

A 出し手と受け手が話し合って決定します。
なお、受け手の同意があれば
お米などでの物納も可能です。

Q 契約期間は何年でもいいのか?

A 契約期間は原則10年以上ですが、
希望があれば5年までの短縮が可能です。

Q 貸した農地は返ってくるの?

A 期間満了後、出し手に農地が確実に戻ります。
また、受け手との協議により再契約も可能です。

Q 中途解約はできるの?

A 受け手の了解が得られれば可能です。
なお、協力金の交付を受けている方は、
返還が必要になる場合がありますのでご注意ください。

Q 農地が受け手から
契約期間の途中で返された場合どうなるの?

A 機構と市町村が相談して新たな受け手を探します。
受け手が見つからない場合は、出し手と協議の上、
解約となります。

Q 土地改良区の賦課金の負担や
組合員資格はどうなるの?

A 土地改良区の賦課金は、組合員(准組合員)が納めます。
組合員資格の継続又は変更については、
農業委員会及び土地改良区への手続きが必要です。

Q 相続未登記や共有の農地は貸し付けられるの?

A 相続人(共有名義人)の持分の過半同意があれば
最大40年の貸し付けが可能です。

機構集積協力金について仕組みが変わりました!



【機構集積協力金】

農地を機構に貸し付けた場合、一定の要件を満たした地域に支払われる「**機構集積協力金**」の仕組みが変わりました。

機構集積協力金 (地域に支払われる協力金)

地域計画の区域を対象として、地域内のまとまった農地を機構へ貸し付けた場合等に、地域に交付されます。
地域は、同一市町村内の一定区域で、集落や大字等を単位とします。

(1) 地域集積協力金

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。
機構の活用率(累積)が80%を超える地域(中山間地域については要件が緩和されており、60%を超える地域)で交付要件を満たした地域に対して市町村から交付されます。

交付要件 交付対象農地のうち10%以上が新たに担い手に集積されること等
機構の活用率(累積):機構への貸付総面積+機構の農作業委託総面積/地域の農地面積

(2) 集約化奨励金

機構からの転貸等により、農地の集約化に取り組む地域を支援します。

交付要件 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地及び樹園地については0.5ha以上)の
団地面積の割合が目標年度までに10ポイント以上増加すること等

問合せ窓口

農地が所在する市町村の農政担当課 または 最寄りの農業事務所 企画振興課

農地の貸し借りは 原則農地中間管理事業となりました！

農地中間管理事業のしくみ

農地の貸し借りを円滑に行うための公的な仕組みで、
市町村が策定する地域計画の目標地図に基づき、
農地の有効利用を促進する制度です

農地を貸したい方(出し手)

- 高齢で農作業ができなくなり、後継者もない
- 相続した農地の相談をしたい
- 今後は、施設野菜(水稲)に専念したいので田(畑)はやめたい

農地を借りたい方(受け手)

- 経営規模を拡大したい
- 新規就農・参入したい
- 分散した農地を1か所にまとめ、効率的な農業をしたい

地域計画

機構へ貸付け

市町村、農業委員会、土地改良区等

機構から借受け

連携・協力

千葉県農地中間管理機構
(千葉県園芸協会)

機構は地域計画に基づき

出し手農家(地権者)から借り受け、受け手農家(農業者・法人)に貸し付ける

権利設定の事務を行います

農地を貸したい方

出し手のメリット

- 契約期間が満了すれば農地は出し手に戻ります。
- 毎年の賃料(金納の場合)は機構から決められた時期にお支払いします。
- 要件を満たせば、農地の固定資産税が一定期間軽減されます。

農地を借りたい方

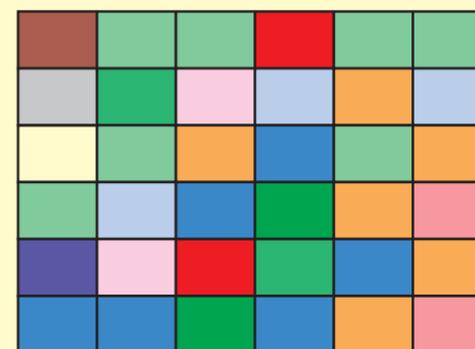
受け手のメリット

- 長期間の借り入れができるため、営農計画が立てやすくなります。
- 分散した農地が集約できれば、効率的に耕作できます。
- 所有者が複数いても契約手続きや賃料の支払いは機構がまとめて行います。
- 機構から担い手が農地を借り受けることで利用できる関連事業があります。

地域計画とは？

- 地域の農業者や関係機関の話し合いに基づき農地の出し手と受け手の意向を反映し、市町村が策定した地域農業の将来像を明確化した計画です。
- 農地一筆単位で将来(10年後)の耕作者を定める農地利用の「目標地図」を作成します。
- 地域計画が策定された区域では、機構による農地の貸し借りは目標地図に基づいて行われますが、目標地図への記載により権利設定がされるものではないため、農地の貸し借りは別途手続きを行う必要があります。
- 地域計画は策定後も情勢の変化に応じて地域の協議等により変更することが可能です。

現状



目標地図

